

バイク駐車場使用契約書

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【賃借人（甲）】

氏名（名称） _____

住所（所在地） _____

【賃貸人（乙）】

名称 株式会社NORTH SIDE

所在地 札幌市東区北44条東8丁目1-11

月額賃料 _____ 円（税込）

店舗名 ベストトランク _____ 店

駐車区画 _____ 番 バイク

契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月末日迄

※最低利用期間6ヶ月。6ヶ月未満での解約は最大6ヶ月分の違約金が発生

車種 _____

プレートNo. _____

強制解約賠償金 月額賃料の3ヶ月分

※本契約内容が履行されずに強制的に解約となった場合の請求額

第1条

甲と乙は、バイク駐車場の賃貸借契約を結ぶ。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙のどちらか一方から書面による解約の意思表示がなければ1ヶ月毎の自動更新とし、その後も同様とする。

甲の都合により契約から6ヶ月を経過する前に解約する場合、甲は6ヶ月から実際に利用した月数を差し引いた残りの契約期間の賃料を乙へ支払わなければならない。

第2条

(1) 甲は毎月月末までに翌月分の賃料等を乙に支払う。甲は賃料等を乙が指定する保証会社または乙へ直接支払わなければならない。振り込みの際に発生する手数料等は甲の負担とする。

(2) 初月の賃料は日割り計算とする。但し、解約月の賃料の日割り計算は行わない。

第3条

甲は本バイク駐車場内の指定の場所のみ駐車できるものとし、通路は常時十分空けておき他車の出入りを妨げてはいけない。また、本バイク駐車場を使用する契約車はいかなる違法改造をしてはならない。

第4条

甲は本バイク駐車場内に契約車以外（関連する物品を含む。）を置いてはならない。ただし、個室タイプに限り個室内に物品の保管を認める。また、賃借権の譲渡及び転貸をすることはできない。

第5条

甲が乙または乙の命ずる管理人の定めた管理規則等に違反した場合、乙は直ちに解約することが出来る。

第6条

本バイク駐車場内は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物及び所持を禁止されている物の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。

第7条

本バイク駐車場内で他車による事故あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても乙は甲に対し一切の責任を負わない。

第8条

甲またはその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、本バイク駐車場、またはその施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、甲は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条

甲がこの契約に基づく支払いを遅延した時は、甲は支払うべき日の翌日から起算して、支払日の前日にいたるまでの日数に応じて、支払うべき金額に対して年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第10条

甲は次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場内への契約バイク以外の車両の乗り入れや駐車。
- (2) 乙の同意無く本バイク駐車場の模様替え又は造作の新設など原状を変更すること。
- (3) 駐車場及び敷地内でのアイドリング、空吹かし。
- (4) 駐車場及び敷地内をツーリング等の待ち合わせ場所とすること。
- (5) 駐車場及び敷地内での飲食及び喫煙。
- (6) 駐車場及び敷地内での整備作業。
- (7) 家族や友人を含む契約者以外の駐車場及び敷地内への立ち入り。
- (8) 店舗駐車場や周辺への1時間以上の駐車。
- (9) その他近隣住民等に迷惑がかかる一切の行為。

第11条

甲が法人、個人に関わらず名称、氏名、住所、電話番号等、契約に関する項目に変更があったときは遅滞なく乙に変更届を提出すること。

第12条

乙は管理上甲に連絡の上、本バイク駐車場内に立ち入ることが出来るものとする。但し、緊急時には連絡を必要としない。

第13条

甲が次の各号のいずれかに該当したときは乙は甲に対し、何ら催告することなく、直ちに本契約を解除し、強制解約賠償金として月額賃料の3ヶ月分を請求することができる。

- (1) 月額賃料の支払いを、乙の支払い指定日を超えて1ヵ月以上滞納した場合。
- (2) 近隣住民等から騒音等による苦情が2回以上寄せられたとき。
- (3) 甲が本契約事項に違反したとき。
- (4) 甲が強制執行および保全処分又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 甲が破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立をしたとき。
- (6) 甲への連絡が不可能な状態になった場合には、乙は連絡不可能になった日から1ヵ月を経過した日をもって、本契約は解約されたものとみなすことが出来る。
- (7) 甲乙相互に信頼の義が損なわれた場合。

第14条

本契約期間中であっても、公租公課、諸物価の変動、近隣比較等により賃料が著しく不相応となったときは、乙は、これを増額することが出来る。

第15条

(1) 天災地変、火災、盗難等乙の責に帰することの出来ない事由によって本バイク駐車をすることができなくなった場合は、本契約は、当然にその効力を失う。

(2) 本バイク駐車の全部又は一部が公用収容及び都市計画その他行政処分による収容、関係官公署の使用制限を受けた場合には、本契約は、当然に終了する。

(3) 本条による契約の失効に際しては、甲は、いかなる名目でも乙に対して金銭その他の請求はしないものとする。

第16条

本契約解除の際は原状に復して乙に明け渡すものとする。

第17条

鍵の複製は原則認められず、鍵の複製を行う場合は事前に乙から許可を得る必要がある。

また、鍵の複製は乙が行うため、甲はいかなる場合においても鍵の複製をしてはいけない。

甲が乙から貸与された鍵を紛失又は使用不可の状況になった場合や鍵の複製を行う場合は甲へ鍵の発行費用として5,000円（税別）を支払わなければならない。

第18条

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。

第19条

本契約に関する管轄裁判所は乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。